

鳥取県立公文書館歴史公文書等評価選別方針

平成 24 年 1 月 16 日制定
平成 24 年 3 月 14 日一部改正
平成 31 年 4 月 1 日一部改正

1 基本方針

鳥取県公文書等の管理に関する条例第 2 条第 1 項第 3 号に規定する歴史公文書等の定義に基づき、各実施機関の保存期間が満了した簿冊及び議会文書を評価選別して公文書館へ引き継ぐ。

条例第 2 条第 1 項第 3 号

- ア 実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- イ 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- ウ 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- エ 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書
- オ アからエまでに掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録された文書

2 評価選別基準

上記基本方針に基づいて個別の公文書が歴史公文書等に該当するかどうかを判断するに当たっては、別表 1 「評価選別基準」により評価選別を行う。

3 歴史公文書等に該当しない文書

別表 2 「歴史公文書等に該当しない文書」に掲げる文書は収集しない。